



内閣府

指名停止について

記者発表資料

令和8年4月17日

～美ら島の未来を拓く～

沖縄総合事務局

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置を行ったので、お知らせします。

令和8年4月17日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 岡田 大輔
契約管理係長 渡具知 武瑠
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 城間 直志
専門職 上江洲 夏海
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
全国旅館ホテル生活衛生同業 組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号

2. 指名停止措置期間：令和8年4月17日～令和8年6月16日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該連合会の専務理事（当時）は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄 ALUCAZ（現（株）MACHI づくり）に交付した、岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去及び跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金について、（株）共栄 ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで岩手県警に逮捕された。

その後、同者は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

指名停止の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
一般社団法人日本ホスピタリティ テクノロジー協会	東京都千代田区平河町2丁目5番5号全国旅館会館4階

2. 指名停止措置期間：令和8年4月17日～令和8年6月16日（2ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

4. 事実概要

当該協会の代表理事は、観光庁が令和4年度に事務局を通じて（株）共栄 ALUCAZ（現（株）MACHI づくり）に交付した、岩手県雫石町所在の廃業した旅館の撤去及び跡地に建てた宿泊施設に関する事業の補助金について、（株）共栄 ALUCAZ 関連会社の（株）共栄商会取締役として、水増しした虚偽の報告書を作成し、同補助金のうち2件で、約9,000万円をだまし取ったとして、詐欺の疑いで岩手県警に逮捕された。

その後、同者は別の廃業した飲食店などの工事をめぐる補助金約4,000万円もだまし取ったとして、令和8年3月3日、岩手県警に再逮捕され、同年3月24日、詐欺罪で起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記「4. 事実概要」に基づき、本件は「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第16号に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が拘禁以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は拘禁以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内